

飛騨市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月4日

飛騨市代表監査委員 島田 哲吉

# 令和5年度定期監査報告書

## 第1 監査実施日

令和5年11月8日（水）

## 第2 監査の実施内容

令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について、関係法令等の定めるところに従って合理的、能率的に執行されているかを検証することを目的に実施した。

あらかじめ指定した資料及び関係書類等の提出を求め、所属長ほか担当職員から事情聴取を行う等の方法により実施した。

## 第3 監査の着眼点

なお、今年度は、次の事項を着眼点とし、重点的に監査を行った。

- (1) 小中学校の ①給食費、学級費等の取扱い管理状況について
- ②情報セキュリティの管理状況について
- ③郵券、備品、薬品の管理状況について

## 第4 監査の対象

上記（1）対象小中学校 神岡小学校、神岡中学校、山之村小中学校

## 第5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

なお、軽易な事項については、その都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については、次のとおりであるので検討されたい。

(1) 小中学校の管理状況等について

① 給食費、学級費等の取扱い管理状況については、保護者から学校口座への振込により集金され、通帳・銀行印等は金庫で保管されており、入出金については、複数名での決裁を了して行われていることを確認した。現金の取り扱いは無かった。

また、未収金が発生した場合の対応についても、複数月に及ばないよう取り組まれ出納閉鎖後の滞納はいずれも発生していないことを確認した。今後も適正な取り扱いを行うよう努められたい。

② 情報セキュリティの管理状況については、USBメモリについては各学校とも使用していないことを確認した。学習用タブレット端末の管理状況は、使用時以外は鍵のかかる保管庫に保管され、鍵についても別途保管されていた。誰にどのタブレット端末が割り振られているかは一覧表にて管理されていた。また、家庭へ持ち帰る際は、帰りの会時に持ち帰り簿にて申請し、翌朝持参の確認をすることとしていた。

なお、管理簿について、ダブルチェックしたことがわかるよう、もう一名の確認欄を設ける等リスク管理に努められたい。

山之村小中学校においては、ホワイトボードにて管理されていたので、リスク回避のためにも履歴のわかる管理簿にてタブレット端末の管理に努められたい。

③ 郵券の管理については、帳簿と残枚数を確認したところ、一致していた。しかしながら、神岡中学校においては、記入簿に確認欄がないものを使用していたので、教育委員会事務局に確認し、統一の様式にて管理されたい。

備品の管理については、学校備品管理システムを活用し管理されていた。しかしながら、台帳上は廃棄と処理されているが、実際は昨年廃棄予定だったと思われる現物をまだ廃棄していない物が見受けられたので、教育委員会事務局と共に今一度確認し、管理方法を統一されることに努められたい。

薬品の管理については、台帳にて適正に管理され、保存棚の鍵の管理も適正にされていた。しかしながら、神岡小学校、神岡中学校においては、在庫管理表はあるが、使用日時や使用目的等が記載される記録簿（単票）が無かったので作成すること。

なお、学校全体としては、国からの通達に従って今後も適正な処分に努められたい。